

「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」改定について

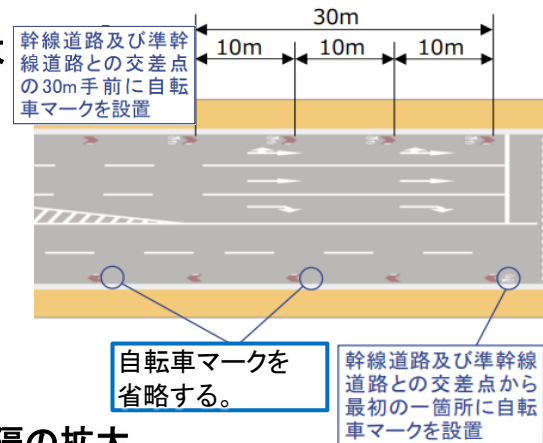
資料 5

(1) ガイドラインの適用エリアの拡大

現行ガイドラインでは、都心部等から整備を広げていく場合、自転車マークを省略することができる。



周辺地域への適用を可とする。



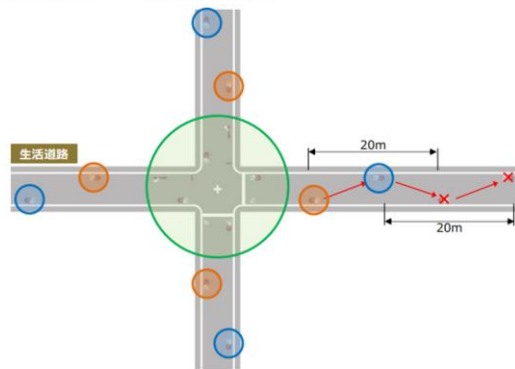
(2) 単路部における矢羽根設置間隔の拡大

単路部
矢羽根間隔
10m

単路部に適用

視認性を考慮した上で、20m間隔に
広げることを可とする。

(3) 生活道路の整備方針



現行ガイドラインでは、道路状況や面的整備等の整備を行う場合、交差点周辺の整備を可能とする。



周辺地域への適用を可とする。

	交差点間の距離	矢羽根等の設置箇所	図面上の印
①	50m未満	交差点部のみ	○
②	50m～ 100m未満	①と交差点進入方向のみ1つ手前まで設置	○ ●
③	100m以上	①と②と交差点進入方向及び退出方向の1つ手前まで設置	○ ● ●

交差点部を中心とした整備

検討（案）

① ガイドラインの見直し

(1) ガイドラインの適用エリアの拡大

都心部等の整備効果の比較検証や矢羽根の認知度を踏まえ、自転車マークを省略することについて、周辺地域への適用を可とする。

(2) 単路部における矢羽根設置間隔の拡大

事故が起こりにくい単路部での矢羽根の設置間隔を20mに広げることを可とする。

(3) 生活道路の整備方針

道路状況や面的整備等の整備手法に応じて、関係機関と調整の上、単路部における矢羽根及び自転車マークを省略し、交差点部を中心とした整備について、周辺地域への適用を可とする。

② 維持修繕の検討

(1) 維持管理の考え方

路面表示の経年劣化により、安全な自転車走行空間としての機能が損なわれた場合は、必要に応じて自転車走行空間の更新を行う。

(2) 具体的な修繕方法

【幹線道路・準幹線道路】

矢羽根を20m間隔で復旧

【生活道路】

交差点を中心とした整備の復旧

「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の改定について(追加)

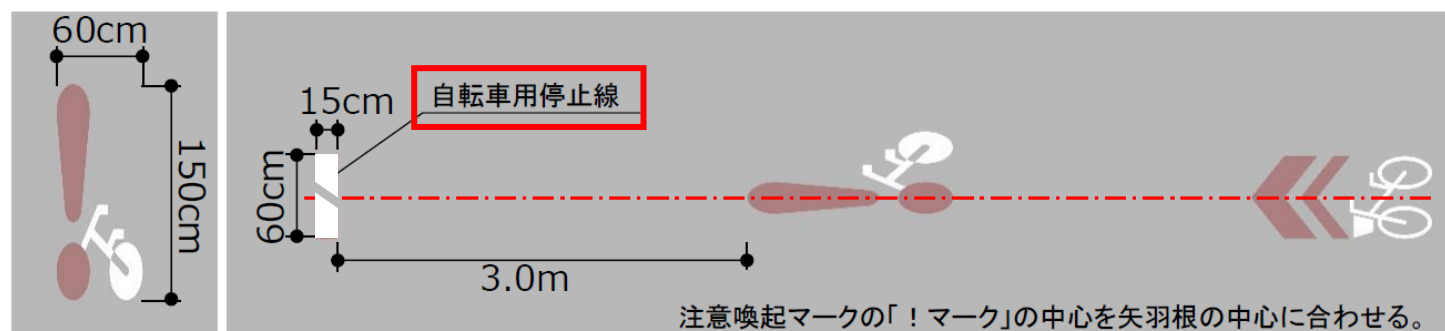
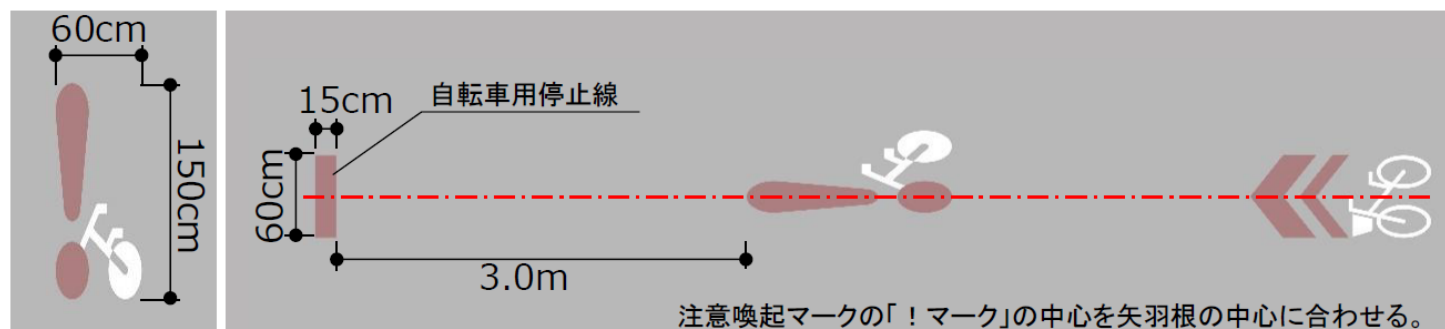


自転車用停止線の変更

⇒●自転車事故全体の約70%が交差点付近で発生し、その中で最も多い原因(約50%)が出合い頭の衝突であることから、自転車利用者に安全運転を一層促すため、**今後は自転車用停止線を従来のベンガラ色から白色(スリット付)に変更する。**

●ただし、引き続き法定外表示とすることから、道路交通法に基づく停止線と区別するため、中央部にスリットを入れる仕様とした。

生活道路



ガイドライン見直し(案)

自転車用停止線を白色(スリット付)に変更